

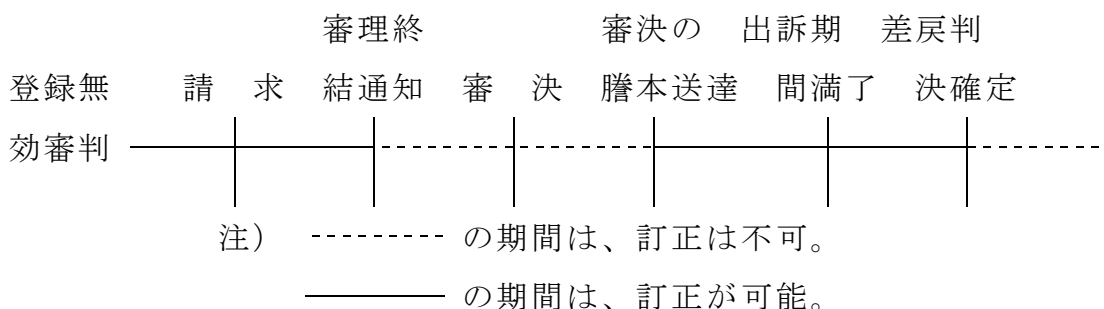
## 51—24 U

## 新実用新案登録無効審判との関係で 訂正できない時期の終期

新実用新案登録無効審判との関係で、訂正できないとされる新実用新案登録無効審判が「特許庁に係属」する時期の終期は、実用新案登録無効審判の審決の送達までとする。

(説明)

- (1) 実用新案登録の訂正は、実用新案登録無効審判が「特許庁に係属」している場合には、審理終結通知があった後は、することができない（実§14の2⑦）。
- (2) 実用新案の訂正は長官に対する手続であり、訂正することができない時期に提出された訂正書は手続却下処分となる（→21—08）。
- (3) そこで、訂正書提出手続との関係で、実用新案登録無効審判が「特許庁に係属」する時期の終期については下図のとおり取り扱う。



- (4) 実用新案登録無効審判係属中は審理終結通知の後は訂正ができないとした法の趣旨は、実用新案登録無効審判の審理が終結した後の訂正により審理の対象が変更され、それまでにされた審理や審決起案が無駄になり、審理を再開しなければならなくなるのを防止することによって、実用新案登録の有効

性に対する審理を迅速・的確に行うことにあるから、実用新案登録無効審判の審決を送達した後は訂正を認めても差し支えない。

- (5) なお、審決取消訴訟により実用新案登録無効審判事件を差し戻す旨の判決が確定したときは、再度、訂正審判との関係において「特許庁に係属」することとなる。

(改訂H27.2)